

## 第3節

# 日本の経済的な強みの発信 （日本の農林水産物・日本産食品の輸出促進を含む）

### 1 外務本省・在外公館が一体となった日本企業の海外展開の推進

外国に拠点を構える日本企業の拠点数は近年増加し、2019年10月時点で7万4,072以上に上る。これは、日本経済の発展を支える日本企業の多くが、海外市場の開拓を目指し、海外展開にこれまで以上に積極的に取り組んできたことの現れである。アジアを中心とする海外の経済成長の勢いを日本経済に取り込む観点からも、政府による日本企業支援の重要性は高まっている。

このような状況を踏まえ、外務省では、本省・在外公館が連携して、日本企業の海外展開推進に取り組んでいる。在外公館では、大使や総領事が率先し、日本企業支援担当官を始めとする館員が「開かれた、相談しやすい公館」をモットーに、各地の事情に応じた具体的支援を目指し、日本企業への各種情報提供や外国政府への働きかけを行っている。また、現地の法制度に関するセミナーや各種情報提供及び法律相談を、2020年度にはアジア地域を中心に、13か国17公館で実施した。

ビジネスに関する問題の相談だけではなく、天皇誕生日祝賀レセプション、各種イベント・展示会などで、日本企業の製品・技術・サービスや農林水産物などの「ジャパnbrand」を広報することも、在外公館における日本企業支援の重要な取組の一つである。日本企業の商品展示会や地方自治体の物産展、試食会などを広報・宣

伝する場として、また、ビジネス展開のためのセミナーや現地企業・関係機関との交流会の会場として、大使館や大使公邸などを積極的に提供することにより、幅広く広報を行ってきた（ただし、2020年については新型コロナの世界的流行に鑑み、多くの事業を中止・縮小した）。

官民連携・企業支援という観点からは、これから海外展開をしようとする日本企業の支援だけではなく、既に海外に展開している日系企業の支援も重要である。2016年6月に英国で行われたEU残留・離脱を問う国民投票を踏まえ、英国は2020年1月31日にEUを離脱し、同年12月31日をもって移行期間が終了した。英国・EU間の動き及び交渉結果は日本企業や世界経済に大きな影響を与え得ることから、政府は、2016年7月に立ち上げた内閣官房副長官を議長とする「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース」（2020年1月末までに15回開催）、在外公館でのセミナーなどを通じて、政府全体で横断的に情報を集約・分析・提供するなど、必要な取組を行ってきた。政府としては引き続き、関連動向を注視していくとともに、2021年1月1日に発効した日英EPAの適切な運用及び日系企業に対する情報提供を含め、必要な対応を行っていく。

### 2 インフラシステムの海外展開の推進

新興国を中心とした海外におけるインフラ需

要を取り込み、日本企業のインフラ輸出を促進するため、2013年に内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が設置され、これまで49回（2020年12月現在）の会合が実施された。同会議では、2013年に作成された「インフラシステム輸出戦略」を毎年改定し、そのフォローアップを行ってきたが、2020年12月に、近年の情勢変化を踏まえ、2021年から5年間の新目標を掲げた「インフラシステム海外展開戦略2025」（以下「新戦略」という。）を策定した。新戦略では、①経済成長の実現、②SDGs達成への貢献、③「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現を目的の3本柱として推進し、2025年のインフラシステムの受注額を34兆円とすることが目標に掲げられ、この目標達成のため、具体的施策を進めていく方針が示された。現下の重要課題の対応として、新型コロナの影響への対応の集中的推進、カーボンニュートラルへの貢献、石炭火力輸出支援の厳格化、デジタル技術・データの活用促進も取り上げられた。

また、トップセールスの展開、公的資金スキームの積極的な活用のための制度改善なども進めており、JICA海外投融資にかかる審査プロセスの運用の見直しを実施した。さらに、在外公館においては、インフラプロジェクトに関する情報の収集・集約などを行う「インフラプロジェクト専門官」を重点国の在外公館に指名し（2020年12月末現在、75か国97公館200人）、成果を上げてきている。

### 3 日本の農林水産物・食品の輸出促進 （東日本大震災後の日本産食品に対する輸入規制）

日本産農林水産物・食品の輸出拡大は政府の重要課題の一つであり、政府一体となった取組を一層促進すべく、2019年4月、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」が設置された。関係の事業者などからのヒアリングなどを実施し、同年6月、今後の課題とそれに向けた対応方針が取りまとめられた。また、同年11月、輸出先国・

地域による食品安全規制などに政府一体となって迅速に対応する体制整備などを内容とする「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」が成立し、2020年4月1日に施行された。その後、2030年に農林水産物・食品の輸出額を5兆円にするという新たな目標（「食料・農業・農村基本計画」（2020年3月31日閣議決定））を掲げ、更なる輸出拡大に向け、政府一体となって取組を行っている（167ページコラム参照）。

外務省は、関係省庁・機関、日本企業、地方自治体などと連携しつつ、在外公館などのネットワークを利用し、SNSなども活用しつつ、日本産農林水産物・食品の魅力を積極的に発信している。特に、54か国・地域の58か所の在外公館には、日本企業支援担当官（食産業担当）を指名し、農林水産物・食品の輸出促進などに向けた取組を重点的に強化しているほか、その他の国・地域においても各国・地域の要人を招待するレセプションや文化行事などの様々な機会を捉え、精力的な取組を行っている。

輸出拡大の大きな障壁の一つとして、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故後に諸外国・地域が導入した、日本産農林水産物・食品に対する輸入規制措置がある。震災・原発事故から約10年が経過したが、依然として震災・事故後に規制を導入した54か国・地域のうち16の国・地域（2020年12月現在）において、日本の農林水産物・食品などに対する輸入規制措置が維持されていることは大きな問題である。この規制の撤廃及び風評被害対策は政府の最重要課題の一つである。外務省も関係省庁と連携しながら、一日も早くこうした規制が撤廃されるよう取り組んでいる。

こうした取組の結果、2020年にはフィリピン（1月）、モロッコ（9月）、エジプト（11月）、アラブ首長国連邦（12月）及びレバノン（12月）が輸入規制を撤廃し、累計で38か国・地域（カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、オーストラリア、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、

ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア（フランス領）、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ及び上記5か国）が規制を撤廃した。また、シンガポール、米国、インドネシアが規制を緩和するなど、規制の対象地域・品

目が縮小されてきた（2020年12月末時点）。

引き続き、関係省庁、地方自治体、関係する国際機関などと緊密に連携しながら、規制措置を維持する国・地域に対し、科学的根拠に基づく早期撤廃及び風評被害の払拭に向け、あらゆる機会を捉え、説明及び働きかけを行っていく。

## コラム

### 八幡平市「安代りんどう<sup>あしろ</sup>®」の海外展開

岩手県八幡平市花き研究開発センター所長 津島佐智幸

岩手県八幡平市は、奥羽山系に抱かれた豊かな自然と温泉やスキー場などに多くの観光客が訪れる緑豊かな街です。市北西部の安代地区は、冷涼な気候をいかして1972年からリンドウを生産してきました。八幡平市が研究開発施設を運営し、市内の花き生産者で構成する一般社団法人安代リンドウ開発と共同研究契約を締結し、リンドウのオリジナル品種の開発を行っています。生産者が販売額の2%を研究協力費として拠出し、安定した組織の運営を図り、生産者の意見を踏まえた品種開発から生産指導までの一貫したシステムを構築することにより、八幡平市は、国内需要の3割を超える日本一のリンドウの産地となりました。

現在、八幡平市が取り組んでいるのが、育成し商標登録した品種「安代りんどう」を世界で活用し、産業振興を図るための知的財産の輸出です。「安代りんどう」の海外展望のきっかけは、1998年2月に開催されたスキー国体の会場に飾る花を日本と季節が逆となる南半球のニュージーランドへ生産委託したのが始まりです。以降、冬期間にニュージーランドで生産された「安代りんどう」を逆輸入し、日本市場での通年販売を実現しようと考えたのです。当初日本からの知的財産の輸出は全く視野になかったのですが、ニュージーランドは花の輸出が盛んな国で、現地の生産者から「なぜ輸出しないのか」と問われたことからリンドウの知的財産輸出の事業が始まったと聞いています。近年では、みずほ情報総研株式会社との共同研究により、2015年から3年間、アフリカのルワンダでの花き生産可能性調査を実施し、周年供給<sup>※</sup>技術を実証できました。2018年には、ルワンダの現地法人と栽培許諾契約を結び、欧州への輸出をスタートさせています。これをきっかけに八幡平市では2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のルワンダ選手団のホストタウンとしての交流も始まりました。

前段で申し上げたとおり、八幡平市の輸出事業は、生産物の輸出ではなく、知的財産の輸出です。そこから得られるロイヤリティ（商標権の使用料）を活用し、育種（品種改良）の強化や新たな品種の開発に繋がります。八幡平市のリンドウ生産は2021年に生産開始から50年を迎えます。八幡平市では100年産地を目指すとともに、世界で生産される「安代りんどう」がブランド化され、付加価値の高い農業としてアフリカ地域の発展に貢献できると信じ、今後も取り組んでまいります。



ルワンダでのリンドウ栽培の様子（写真提供：八幡平市）



ルワンダ産「安代りんどう」の初出荷を喜ぶ日本と現地の関係者（写真提供：八幡平市）

※周年供給：野菜や花などのある一つの品目について、年間を通じて生産し供給すること